

令和5年度「茨城県最低賃金の改正決定について」の答申を受けました！

令和5年8月7日



最低賃金審議会において、清山会長(写真 右)から答申文を受け取る澤口局長 (写真 左)

茨城労働局長は、最低賃金の改正決定について、審議を重ねてきた茨城地方最低賃金審議会長(会長・清山玲茨城大学教授)から、本年8月7日、茨城県最低賃金を42円引き上げて時間額 953円(現行 911円)に改正し、本年 10 月1日から施行するよう答申を受けました。

【問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL:029-224-6216

令和5年8月7日

茨城労働局長

澤口 浩司 殿

茨城地方最低賃金審議会

会 長 清山 玲

茨城県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年7月3日付け茨労発基 0703 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

本年においては、原材料価格の高騰や物価の上昇、加えて円安の進行により、中小企業・小規模事業者に大きな影響がでている。地域の経済と文化を支えてきた中小零細企業に対する国及び県の多くの支援策をいっそう使い易くきめ細かな支援制度へと改善することを要望したい。加えて、最低賃金の引き上げが働く人の就業調整につながることをないように、働き方に中立な税・社会保険制度等に体系的に整備するよう国に求める。茨城労働局に対しては、茨城県内自治体と連携して、各種支援策を必要とする中小企業・小規模事業者へ、周知啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める。

また、別紙2のとおり平成 20 年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年 10 月1日発効の茨城県最低賃金(時間額 879 円)は令和3年度の茨城県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

茨城県最低賃金

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 953円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

茨城県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 茨城県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 879円
- (3) 発 効 日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度(住宅扶助の実績値のみ令和元年)
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の茨城県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(93,491 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づいた上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると茨城県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

(註)1箇月換算額

$$879 \text{ 円(茨城県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 124,660 \text{ 円}$$

※ 0.816 は令和3年度地域別最低賃金額の最低額 820 円で月 173.8 時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。